

# 市税の 質問



アンド  
&



答え

ID 1001619

私たちの生活を支えるために重要な税金。

今回は、市民の皆さんから寄せられた質問にお答えします。

## 税金と私たちの生活

税金は、市税・県税・国税(右の表参照)に分かれ、私たちの生活に関わる多くのことに使われています。学校に通ったり、家庭ごみを処理したり、公園や道路を整備したりと、暮らしやすいまちを維持するためには、税金が欠かせません。

本市では、進行する少子高齢化や人口減少などの問題に対応し、持続的に発展していけるよう、税金を活用し、さまざまな取り組みを行っています。

税金は、現在の私たちの生活を支えると同時に、明るい未来をつくるための重要な財源です。正しい知識を持って納税してください。

### 主な税金の種類

ID 1003700

市税	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など
県税	県民税、事業税、不動産取得税、自動車税など
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など



### 初めての納税

**Q** 初めて市から納税通知書が送られてきました。どうして送られてきたのですか？

ID 1021529

**A** 市税を納める対象になったからです。

前年に収入があった人や軽自動車を所有する人など、市税を納める対象になると市税が課税されます。

送られてきた納税通知書を確認して納めてください。

### 税金について、詳しく知りたい人は「市税のしおり」をチェック！

「市税のしおり」は税制課(市役所2階)などの窓口に置いてある他、市HPでも見ることができます。

また、外国語8言語に翻訳した「多言語版 市税のしおり」もありますので、ご利用ください。

税制課 ☎(632)2204

ID 1032530



▲市HP  
通常版ページ

ID 1021110



▲市HP  
多言語版ページ



### 便利な手続き

**Q** 外出しなくても税金を納める方法がありますか？

**A** キャッシュレス納付をご利用ください。

□座振替やスマートフォン、クレジットカードやペイジーによる納付があります。

また、□座振替は一度手続きをすると、納期の末日に指定の金融機関の口座から継続して自動で振替になるので、納め忘れの心配がありません。

スマートフォンやクレジットカード、ペイジーによる納付は、納付書のeL-QRを読み込むことで、いつでもどこでも納付が可能です。市税の納付には、生活様式に合った納付方法をご利用ください。

納税課 ☎(632)2189

市民の皆さんの  
質問にお答えします

ID 1003708



▲市HP



## 市民税・県民税、所得税の申告期限は3月15日(金)まで

ID 1017931

市民税・県民税＝市民税課 ☎(632)2217、所得税＝宇都宮税務署 ☎(621)2151

### ■市民税・県民税の申告

令和6年度分の市民税・県民税の算定に必要な申告です。

申告内容は国民健康保険税、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定に利用するため、令和5年中に収入がなかった人も申告が必要です。

ただし、所得税の確定申告をする人や、市内に住む親族の扶養になっている人は、市民税・県民税の申告は必要ありません。詳しくは、市☎をご覧ください。

### 市民税・県民税の申告書は、ID 1025932 パソコンやスマートフォンから オンラインで作成・提出できます

- 1 市☎の「ページID検索」で「1025932」と入力するか、右下のQRコードを読み取り、「市民税・県民税申告書作成システム(外部リンク)」をクリックする。
- 2 作成した申告書をPDF形式で保存し、住所・氏名などを入力。
- 3 「宇都宮市電子申請共通システム(外部リンク)」をクリックし、利用者登録。
- 4 保存した申告書データと申告する人の本人確認書類を画像データで添付し、3月15日(金)までにオンラインで提出。



▲市☎

▼詳しい手順については、市☎をご覧ください。  
なお、PDFデータを印刷して、郵送での提出もできます。

送付先 〒320-8540 市役所市民税課

### ■市民税・県民税の申告会場

会場	期間	受付時間
市民税課 (市役所2階)	3月15日(金)まで ただし、土・日曜日を除く	午前8時30分～ 午後5時15分
豊郷地区市民センター (岩曾町)	3月5日(火)	午前9時～ 午後3時
国本地区市民センター (宝木本町)	3月6日(水)	
雀宮地区市民センター (新富町)	3月7日(木)・8日(金)	

▼申告会場の混雑状況をX(旧Twitter)で発信しています。  
▼市民税課アカウント @miya\_siminzei

### ■所得税の確定申告会場

会場	期間	受付時間
マロニエプラザ (元今泉町6丁目)	3月15日(金)まで ただし、土・日曜日を除く	午前9時～ 午後4時

▼会場への入場には入場整理券が必要です。  
▼期間中は税務署での相談は行いません。  
▼混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。また、会場では納付できません。

### ■所得税の確定申告はスマホ申告がオススメ

マイナンバーカード(※)を使って自宅からスマートフォンで確定申告ができます。詳しくは、各☎(下のQR参照)をご覧ください。



▲確定申告  
作成コーナーURL1



▲マイナポータル  
連携URL2



▲国税庁☎URL3

## 新生活に向けて

**Q** 転勤で宇都宮市に引っ越してきましたが、以前の住所地のナンバープレートが軽自動車に付いています。どんな手続きが必要ですか？

**A** 車検証の住所変更の手続きが必要です。

変更手続きをしないと、車検証に書いてある住所地の市区町村で課税され、場合によっては納税通知書が届かなくなります。住所の変更手続きを軽自動車検査協会栃木事務所(西川田本町1丁目) ☎050(3816)3107で行ってください。

☎税制課 ☎(632)2205

**Q** 平日は仕事で忙しく、窓口に行けません。土日や祝休日でも課税証明書や所得証明書は取得できますか？

**A** マイナンバーカードをお持ちであれば、最新年度のみ、コンビニエンスストアなどのキオスク端末で、土・日曜日、祝日も取得できます。

- ▼日時 土・日曜日、祝休日を含む、午前6時30分～午後11時。ただし、メンテナンス時を除く。
  - ▼費用 1通200円。
  - ▼持ち物 利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカード(※)。
  - ▼その他 転出した人は、コンビニ交付サービスを利用できません。
- ☎税制課 ☎(632)2187

## 教えて 固定資産税

**Q** 今年2月に家屋を取り壊しましたが、令和6年度の固定資産税は課税されますか？

**A** 1月1日現在に所有する家屋に課税されます。

ID 1003638

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の家屋所有者にその年の4月1日から始まる年度分として課税されます。このため、今年2月に家屋を取り壊した場合でも、令和6年度の固定資産税が課税されることになります。

なお、家屋を取り壊したときは、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。未登記の場合は資産税課にご連絡ください。

☎資産税課 ☎(632)2250・2257